

顧客本位の業務運営に関する原則への取組み

株式会社Fan(以下、「当社」)は、2017年3月30日(2021年1月15日改訂)に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、以下の取組みを実践しております。

【金融庁ホームページ】<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>

原則1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

- ・金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」2017年3月30日(2021年1月15日改訂)をもとに、当社ホームページにおいて「お客様本位の業務運営宣言」を公表しております。
- ・基本方針については、お客様により分かりやすくお伝えするため、会社案内にも記載しております。



店舗紹介サイト



企業紹介サイト

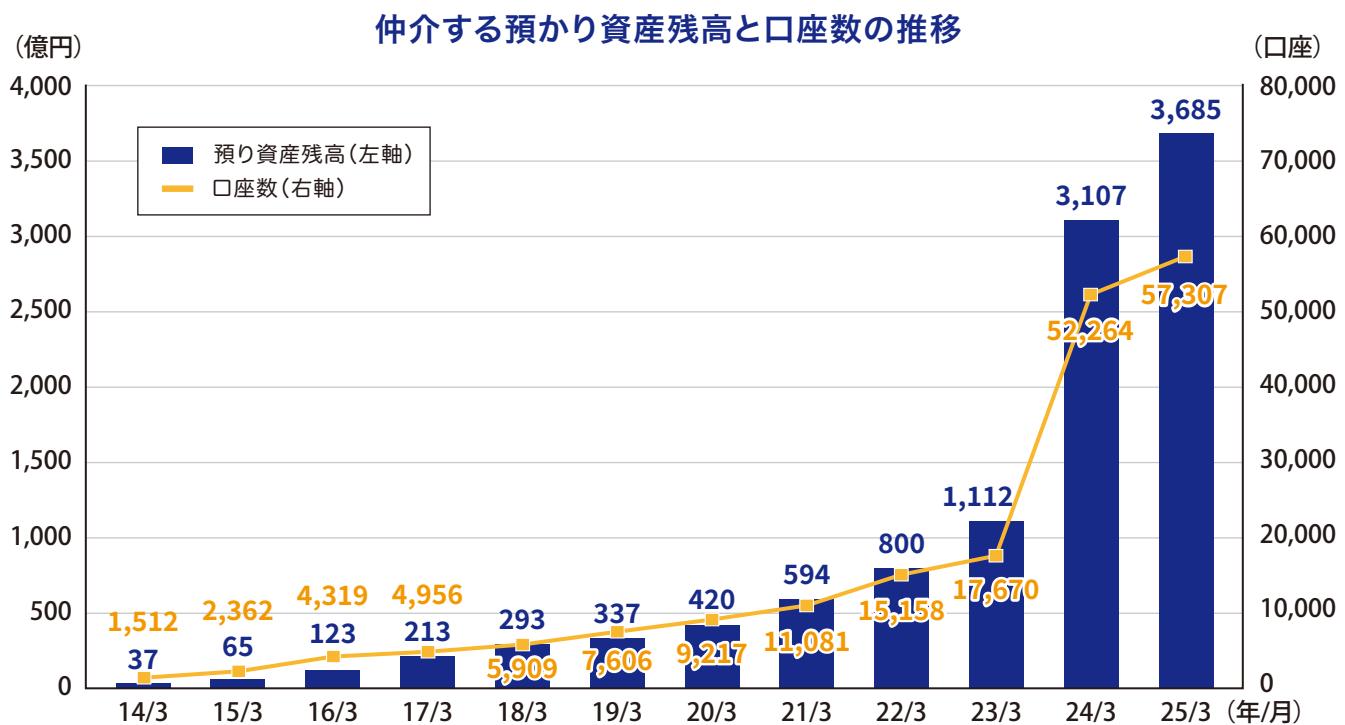


会社案内

原則2. 顧客の最善の利益の追求

金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

- 当社では運用方針として、顧客の人生のゴールを定め、そのためのプランを提示し、長期的、継続的にサポートする「ゴールベースの資産運用」の方針を掲げています。



※仲介する預り資産残高および口座数は、SBI証券・楽天証券・ウェルスナビ 3社延べ

原則3. 利益相反の適切な管理

金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

- お客様との間に利益相反がないよう、徹底した社内管理をしております。お客様間で公平な対応となるよう心がけ、一部のお客様のみに不当に有利な対応を実施することのないよう徹底してまいります。

原則4. 手数料等の明確化

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

- ・当社は、商品ごとサービスごとに手数料等の内容を明確にし、お客様が理解できる重要な情報の提供を行っております。
- ・商品の勧誘及び販売につきましては、契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料等に基づき、手数料その他費用について説明しております。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供

金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

- ・当社は、当社が取り扱う基本的な情報や取扱商品、商品ラインナップの考え方等を記載した「重要情報シート」を、所属金融商品取引業者の口座開設申込書と一緒に交付する等により、リスクや手数料等をお客様が容易に比較できるようにしております。
- ・金融商品の勧誘・販売につきましては、契約締結前交付書面、目論見書、販売用資料等に基づき、運用実績、損失その他のリスク、取引条件等の商品内容を説明しております。

重要情報シート

1. 当社の基本情報 (当社はお客様に金融商品の販売仲介をする者です)

社名	株式会社fan
登録番号	金融商品仲介業 北陸販売局長(金商)第55号
加入会員	一般社団法人ファインシャル・アドバイザーサミット
当社の概要を記したウェブサイト	https://financer.jp/
所属会員商品取扱業者等	<ul style="list-style-type: none"> ■■■株式会社SBリサーチ 証券会社: 開業財形開発(金商)第44号 加入会員: 日本資本投資信託一般社団法人新規取引業者協会、一般社団法人第二種金融商品取扱業者協会、一般社団法人AIAA ■■■大手町セイカ会員: 武蔵野信託(金商)第195号 加入会員: 一般社団法人日本個人年金取扱業者協会、日本商品先取引業者会、一般社団法人第二種金融商品取扱業者協会、一般社団法人日本資本投資信託会 ■■■ヨコハマビューティー株式会社 証券登録: 開業財形開発(金商)第2684号 加入会員: 一般社団法人日本個人年金取扱業者協会 ■■■アーバン・リース株式会社 証券登録: 開業財形開発(金商)第3024号 加入会員: 一般社団法人日本個人年金取扱業者協会 ■■■ニース一郎株式会社 貸付業者: 開業財形開発(金商)第578号 加入会員: 日本証券業協会、一般社団法人個人年金取扱業者協会、一般社団法人第二種金融商品取扱業者協会

2. 取扱業者 (当社が手数料に伴う会員登録料の内訳を示します)

預金(投資性なし)	○	預金(投資性あり)	○
国内大株式	○	外国株式	○
国内債券	○	外債投資債券	○
特殊な債券(社債等)	○	ラップ口座	○
投資信託	○	ETF・ETN	○
保険(投資リスクなし)	○	保険(投資リスクあり)	○
REIT	○	これら以外の商品	-

3. 商品ラインナップの考え方 (商品選定のコンセプトや審査基準の考え方であります)

リスク控除(低いものから高いものまで)の地域別に(東京から大阪)から選択できます。低いリスクの商品のニーズにお応えするため、多岐にわたる商品(株式・債券・投資信託等)などラインナップを取り揃えています。
また、押出しは運用成績の相場等で「投資信託の相場分析」を実施しています。「投資信託の相場分析」は、証券会社遊びから商品選定まで細かに掲載する個人資産運用、資産運用の相場分析で、投資の歩みから、既に売却されている金融商品の見落し、つまつまで証券会社遊び(個人資産運用)を年次で発行しています。

当社が手数料を負担する方程式による手数料の内訳に付いたった差額が大きめに算出する金融商品・サービスについて、その特徴やリスクの特徴をわかりやすく説明する工作を実施しています。

お客様が最も興味を抱く方程式による手数料の内訳に付いたった差額が大きめに算出する金融商品・サービスについて、その特徴やリスクの特徴をわかりやすく説明する工作を実施しています。

4. お問い合わせ窓口

当社お客様相談窓口	0120-920-110(平日9時～17時)
特定販売業者法人登録	0120-64-5005(平日9時～17時)
証券・金融商品・あんしん相談センター	※毎日(夏季休暇を除く)平日午後(12時30分～13時30分)を除く
金融庁金融サービス業者相談室	0570-016811(IP電話か6番号3-0525-6811)

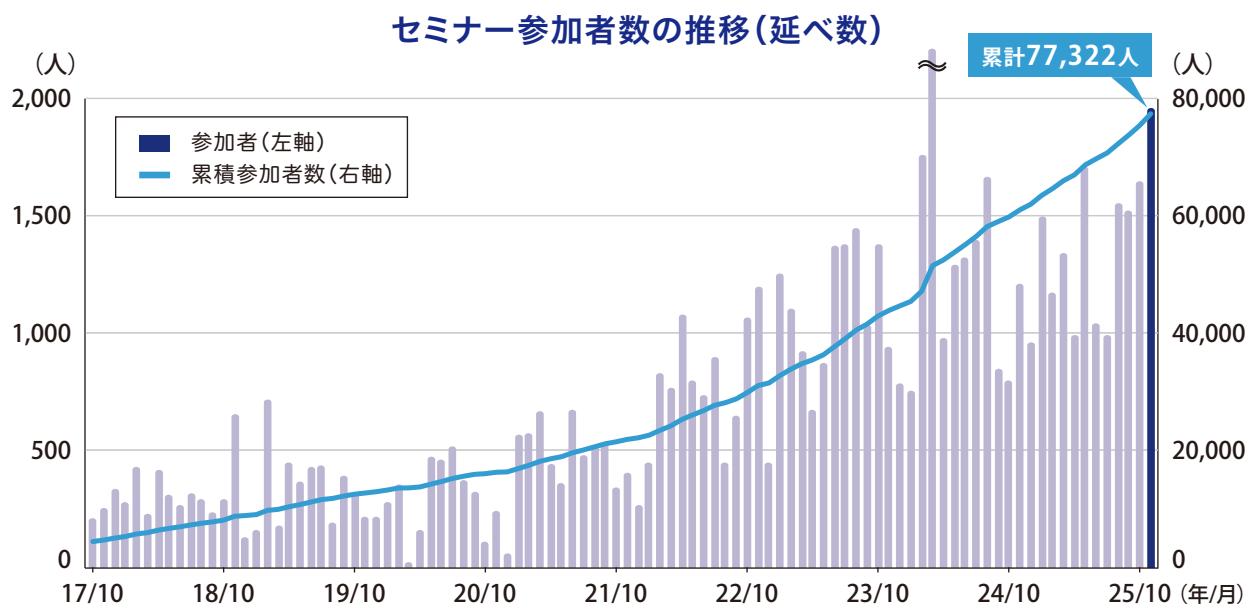
本規制文書はお読みの際は必ず他の規制文書と併せてお読みください。

重要情報シート

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供

金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売、推奨等を行うべきである。

- 将来の生活設計に必要な「投資」の知識と情報を提供に貢献します。無料の資産運用セミナーを定期的に実施し、資産運用の考え方や基礎知識などを分かり易く届けます。お客様自らが投資を正しく判断できるように、投資をより身近に感じてもらえるように創意工夫します。



YouTube



マネハブ

原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス態勢を整備すべきである。

- 当社はお客様の生涯を共に歩むパートナーとして資産の管理・運用、資産継承などさまざまなご要望に対し専門家として最適な提案を行います。アドバイザーは入社後、研修を実施し、ゴールベースの資産運用や幅広い金融知識の習得に努めます。

*プロダクトガバナンスに関する補充原則1～5について、当社は資産運用商品の組成に携わらないため非該当です。

商号等:株式会社Fan 金融商品仲介業者 登録番号:北陸財務局長(金仲)第35号

弊社は、所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。弊社が委託を受けている所属金融商品取引業者等は、以下に掲げるとおりです。所属金融商品取引業者等が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が所属金融商品取引業者等により異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。所属金融商品取引業者等が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

【所属金融商品取引業者等】

株式会社SBI証券 金融商品取引業者

登録番号:関東財務局長(金商)第44号、商品先物取引業者

加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

楽天証券株式会社 金融商品取引業者

登録番号:関東財務局長(金商)第195号

加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ウェルスナビ株式会社 金融商品取引業者

登録番号:関東財務局長(金商)第2884号

加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ソニー銀行株式会社 登録金融機関

登録番号:関東財務局長(登金)第578号

加入する協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会